

令和3年度  
介護保険サービス事業者等集団指導説明資料



# 運営上の留意事項について

(全サービス共通事項(資格取得関係))

兵庫県健康福祉部少子高齢局  
高齢政策課 介護基盤整備班

兵庫、ふぞろいだから「愛」がある。



# 目次

- ・ 認知症介護基礎研修の義務化について .....P 3
- ・ たん吸引等にかかる事業者登録等について .....P 6
- ・ メールアドレスの登録について .....P13

## 認知症介護基礎研修の義務化について

### 無資格者への認知症介護基礎研修受講義務づけ

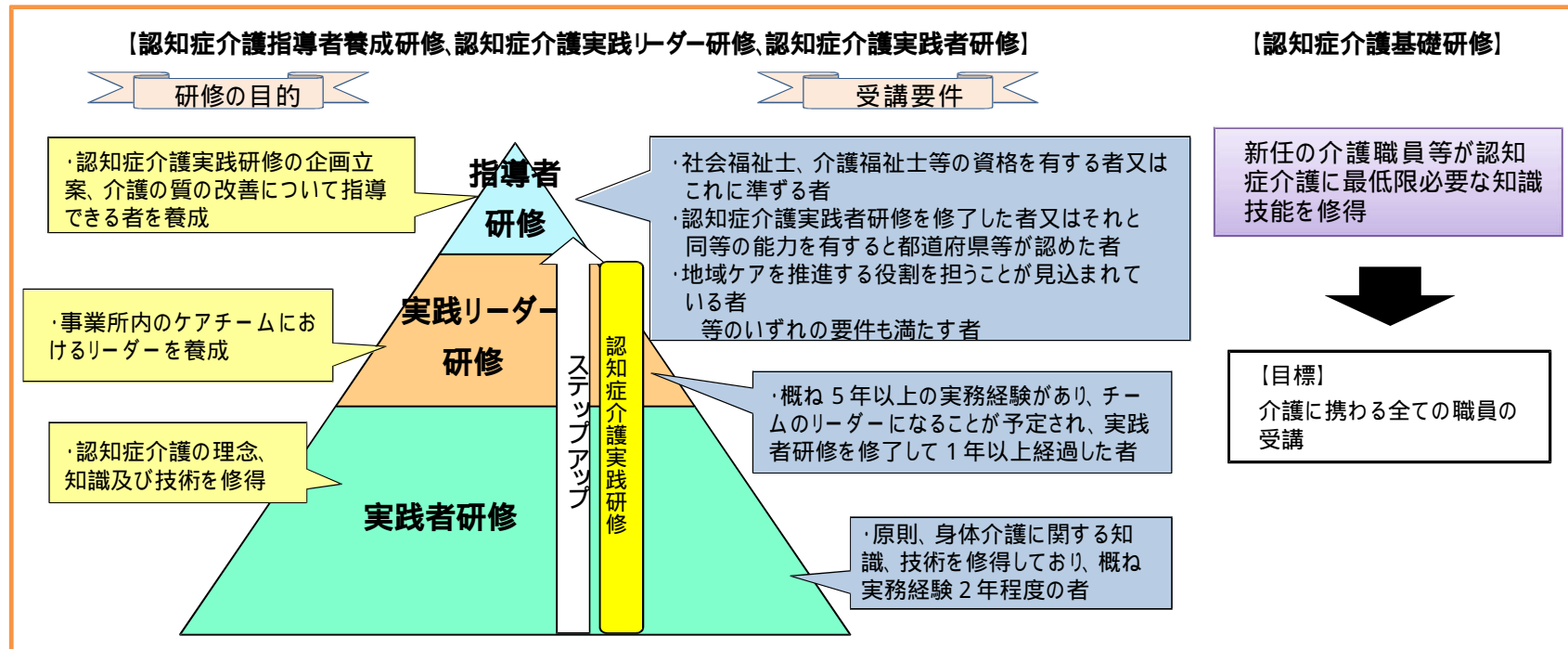
介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護に直接携わる職員が認知症介護基礎研修を受講するための措置を義務づける。【省令改正】

### 全サービス（無資格者がいない訪問系サービス（訪問入浴介護を除く）、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く）

認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づける。

（ 3年の経過措置期間（～R6.3.31）を設ける。新入職員の受講について1年の猶予期間を設ける）

### 【介護従事者等の認知症対応力向上に向けた研修体系】



各種研修について、質を確保しつつ、eラーニングの活用等により受講しやすい環境整備を行う。

## 認知症介護基礎研修の義務化について

- 1 . 研修の対象者は？ 認知症ケアに携わる介護従事者
- 2 . 研修の内容は？ 認知症介護の基本や留意点について6時間程度の講義

### ✓ 研修免除となる**資格者**

看護師、准看護師、介護福祉士、ケアマネジャー、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者、訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師

### ✓ 研修免除となる**条件**

すでに認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者研修などを修了している  
福祉系高校で認知症に係る科目を受講している(卒業証明書必須)  
養成施設で認知症に係る科目を受講している(卒業証明書及び履修科目証明書必須)  
人員配置基準上、従業員数として算定される従業者以外の者や、直接介護に携わる可能性がない

## 認知症介護基礎研修の義務化について



兵庫県では・・・



eラーニング（オンライン）による研修を受講することができます。

申し込みは下記から「認知症介護研究・研修仙台センター」のHP（eラーニング専用サイト）をご覧ください。



<https://www.sendan.or.jp/contents/kenkyusho/index.html>

eラーニングシステムの利用に関すること

eラーニング専用サイトの問い合わせフォームより、システム運用元へご連絡ください。

認知症介護基礎研修の制度に関すること

兵庫県健康福祉部少子高齢局高齢政策課

（078-341-7711（内線2951））

認知症介護基礎研修の研修に関すること

兵庫県健康福祉部健康局健康増進課認知症対策室

（078-341-7711（内線2912））

兵庫県HP：<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf29/ninkaigokensyu.html>

## たん吸引等にかかる事業者登録等について

本来、たん吸引たんや経管栄養は【医行為】と整理されている



医師法等の医療の資格に関する法律は、  
免許を持たない者が医行為を行うことを禁止

医行為とは

医師の医学的判断及び技術をもって  
するのでなければ人体に危害を及ぼし、  
又は危害を及ぼすおそれのある行為

医師法第17条 医師でなければ、医業をなしてはならない。  
歯科医師法第17条 歯科医師でなければ、司会業をなしてはならない。  
保健師助産師看護師法第31条 看護師でない者は、第5条に規定する業をしてはならない。



一定の条件の下に実質的違法性阻却論により容認（～平成23年度）

ある行為が処罰に値するだけの法益侵害がある（構成要件に該当する）場合に、その行為が正当化されるだけの事情が存在するか否かの判断を実質的に行い、正当化されるときには、違法性が阻却されるという考え方。



社会福祉士及び介護福祉士  
法の一部改正（平成23年）

都道府県に登録された登録特定行為事業者に属する一定の研修を  
修了した認定特定行為業務従事者が、医師の指示書の下、医療機  
関等と連携し、喀痰吸引等の行為を行う。（平成24年度～）

➡ 介護福祉士や一定の研修を受けた介護福祉士及び介護職員等は、  
一定の条件の下にたんの吸引等の行為を実施できる。

## たんの吸引等の行為は医行為です！



介護の事業所・施設で利用者に対してたん吸引等の行為を行う場合は

- ⚠ **事業所・施設は** 登録喀痰吸引等（登録特定行為）**事業者登録**が必要です！
- ⚠ **従事者は** **たん吸引研修の受講**が必要です！



Check!

登録**特定行為**事業者とは・・・介護職員がたん吸引を行うために必要な登録

登録**喀痰吸引等**事業者とは・・・介護福祉士がたん吸引を行うために必要な登録

また、介護福祉士が基本研修又は医療的ケアを修了している場合であって、**実地研修**を修了していない場合には、その介護福祉士に対して**実地研修**を行うこととされています。

正しく登録を行わずにたん吸引等の行為を行った場合・・・

## 行政指導（処分）の対象となることがあります！

## たん吸引等にかかる事業者登録等について

### 事業者登録を行うためには・・・

兵庫県のHP内で [たん吸引 事業者登録](#)

 検索

- ・ 喀痰吸引の業務方法書の整備
- ・ 各種安全マニュアルの整備（緊急時対応マニュアル、感染症及び発生マニュアル、その他）
- ・ 従事者名簿の作成（たん吸引研修を修了した従事者（認定証の所持））
- ・ その他



Check!

従業員を従事者名簿に記載するには、その者がたん吸引研修を受講し、修了証の交付を受け、さらにその修了証をもって県から発行された認定特定行為業務従事者認定証を所持している必要がある。

### たんの吸引研修（認定証を受けるには・・・）

兵庫県のHP内で [たん吸引 認定申請](#)

 検索

登録研修機関（ 1 ）でたん吸引の研修を受講する（基本研修 + 実地研修）  
研修が完了したら、研修機関から修了証を受け取る  
研修の修了証（写し）を県に提出し、認定証の発行を受ける

1 兵庫県HP内で「登録研修機関」と検索し、出てきた一覧の中から必要な研修を受けることができる研修機関を探してください。  
もしくは、兵庫県においても定期的に研修を実施しています。

従事者は認定証を所持することで、事業者登録の従事者名簿に氏名を記載することができます。



## たん吸引実施までのポイント

- 1 . 事業所・施設は事業者登録をしましょう。
- 2 . 従事者はたん吸引研修を受けて、認定証の交付を受けましょう。
- 3 . 事業者登録の従事者名簿に認定証を受けた従事者を記載しましょう。

高第 2121号の2  
令和 3年 3月 31日

関係介護サービス事業所管理者 様

兵庫県健康福祉部少子高齢局高齢政策課長

登録特定行為事業者（登録喀痰吸引等事業者）としての  
喀痰吸引等業務の適正実施について

平素は、本県の高齢者福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、県内の特別養護老人ホームにおいて、喀痰吸引等研修を修了してない者が喀痰吸引等行為を行っていたこと、利用者に対する医師の指示が必要にもかかわらず、これを受けずに喀痰吸引等行為を行っていたことなど、社会福祉士法及び介護福祉士法（以下「法」という。）第48条の5に定める登録基準違反の事実が確認され、令和3年3月26日付けで登録特定行為事業者としての登録取消処分を行ったところです。

喀痰吸引等の行為は医行為であるため、介護職員が利用者に喀痰吸引等行為を行うためには、法に定められた基準を遵守した上で実施していただく必要があります。

つきましては、各登録特定行為事業者等におかれましては、別添「喀痰吸引等業務の登録基準適合チェックリスト(以下「別紙」)」により一連の喀痰吸引等業務が適正に実施されているかを自己点検（点検結果については当課への提出は不要）し、介護職員による喀痰吸引等行為を実施するようにお願いします。

なお、半年後を目処に、社会福祉士法及び介護福祉士法附則第20条（第19条の準用）に基づき、書面による基準適合状況報告を求めますので、御留意をお願いします。

また、新たに登録特定行為事業者等として喀痰吸引等の業務を実施する事業所におかれましては、別紙の基準を遵守した喀痰吸引等の業務の実施に御留意をお願いします。

高齢政策課介護基盤整備班(高年施設担当)  
電話（代表）：078-341-7711 内線2951  
e-mail：koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp

## 喀痰吸引等業務の登録基準適合チェックリスト

点検日：令和 年 月 日

点検者：

登録基準チェック内容	適・否	否の場合の 改善対応予定
認定特定行為業務従事者認定証又は喀痰吸引等行為が付記された介護福祉士登録証の交付を受けた介護職員に喀痰吸引等行為を行わせているか。		
喀痰吸引等行為を実施するにあたり、対象者ごとに医師の文書による指示を受けているか（少なくとも6ヶ月に1回は医師からの指示を受けることが必要）。		
医師・看護職員が喀痰吸引等行為を必要とする方の状況を定期的に確認するなど、医師・看護師と連携しながら適切に業務を行っているか。		
喀痰吸引等行為を必要とする方の個々の状況及び医師の指示を踏まえて、喀痰吸引等行為の実施内容等を記載した計画書を対象者ごとに作成しているか（少なくとも6ヶ月に1回は医師からの指示を踏まえて作成することが必要）。		
上記の計画書の内容について喀痰吸引等行為を必要とする方又はその家族に説明し、同意を得ているか。		
喀痰吸引等行為の実施状況に関する報告書を対象者ごとに作成して医師に提出しているか（少なくとも6ヶ月に1回は医師からの指示を受ける前には報告書を提出することが必要）。		
喀痰吸引等行為を必要とする方の状態の急変した場合には、速やかに緊急時の医師・看護職員への連絡を行っているか。		
喀痰吸引等行為の業務の手順等を記載した書類（業務方法書）について、実施方法等を変更した場合、見直しを行っているか。		
安全確保のため、定期的に医師・看護師等で構成する安全委員会や、職員研修を実施しているか。		
喀痰吸引等行為の業務に必要な備品を備えるとともに、衛生的な管理を行っているか。		
喀痰吸引等行為の業務に関して知り得た情報を適切に管理しているか。		

当該チェックリストは、兵庫県HP「介護職員等によるたんの吸引等に係る従事者認定・事業者登録等の手続き・様式について」の「4.登録喀痰吸引等事業者（登録認定特定行為事業者）の登録申請等について」中に添付しています。

## 用語等について・・・



### 2号？3号？研修の違い・種類がわからない

研修の種類	対象者	実施できる行為・内容
1号研修	不特定多数の利用者	すべての行為
2号研修	不特定多数の利用者	研修を受けた行為
3号研修	特定の利用者	研修を受けた行為



行為の種類とは（次ページ参照）

- ・口腔内のたん吸引
- ・鼻腔内のたん吸引
- ・気管カニューレ内のたん吸引
- ・胃ろう又は腸ろうによる経管栄養
- ・経鼻経管栄養

例えば・・・“特養に鼻腔内のたん吸引を必要とする利用者が複数名いる場合”  
2号研修で鼻腔内のたん吸引を修了し、認定証をもらえばよい。（1号でも可）



### 事業者登録？登録研修機関とは違うの？

事業者登録・・・介護に関する事業所・施設が利用者に対してたん吸引等の行為を行うための登録のことです。

登録研修機関・・・たん吸引の研修を修了したい介護職員に対して、基本研修や実地研修等の研修を行う、いわば研修センターのようなところ。（一定の基準をクリアした施設が登録研修機関となることができます。）



その他、不明なことがあれば兵庫県のHP内で

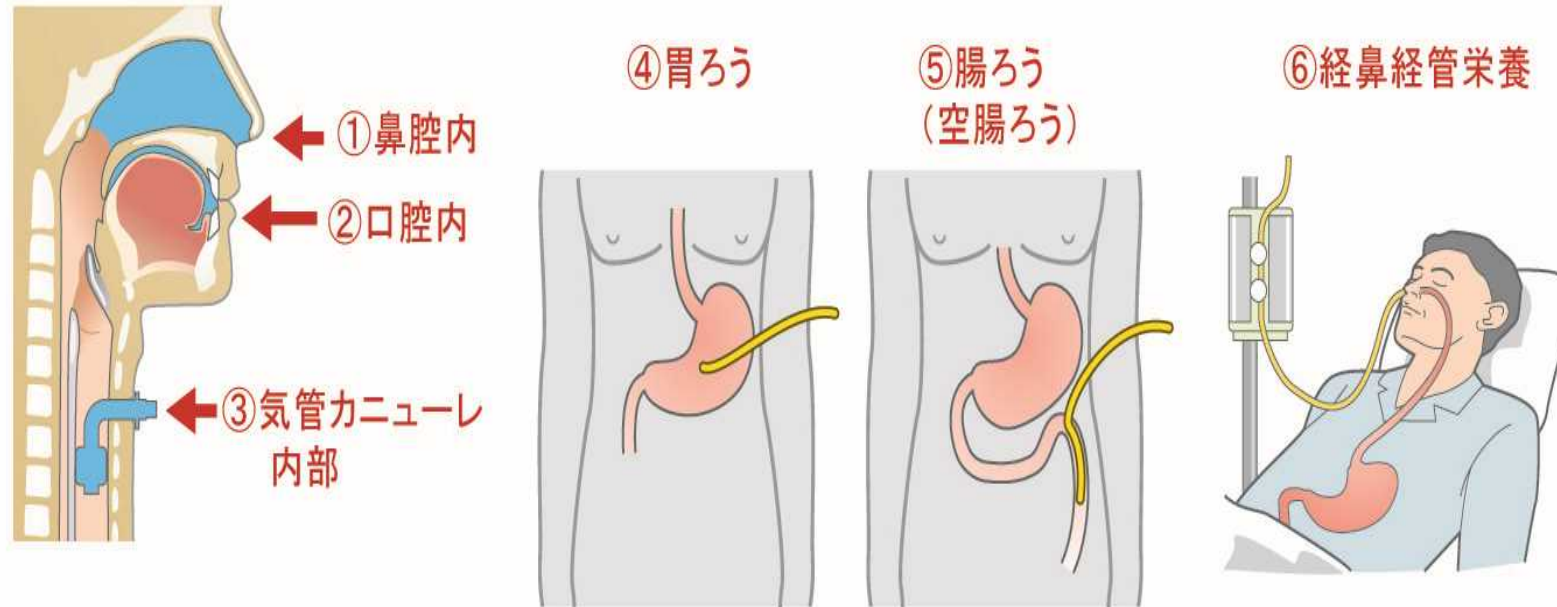
たん吸引 QA

検索



## 喀痰吸引等制度で実施可能な行為の種類

→ たんの吸引その他の日常生活を営むのに必要な行為であって、医師の指示の下に行われるもの。



は、咽頭の手前までを限度とする

## メールアドレスの登録について



新型コロナウイルス感染に伴う各種通知・調査をはじめ、介護サービスに関する情報をタイムリーにお知らせできるよう、県内全て(政令市・中核市を含む)の高齢者福祉施設及び介護サービス事業所のメールアドレス登録をお願いしています。

**医療みなしの事業所は、登録対象外です。  
登録は、実施サービスごと**にお願いします。

### 対象施設及び事業所

入所系	特別養護老人ホーム(地域密着型を含む)、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅
通所系	通所介護(療養・地域密着型含む)、通所リハビリテーション、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型通所介護、看護小規模多機能型居宅介護、短期入所生活介護
訪問系	訪問介護、訪問看護、訪問入浴介護、訪問リハビリテーション、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護
その他	居宅介護支援、福祉用具貸与、特定福祉用具販売

### 登録方法

下記パソコンURLもしくはスマートフォンQRコードから電子申請システムにより登録してください。

パソコンURL：<https://www.e-hyogo.elg-front.jp/hyogo/uketsuke/form.do?id=1625191110654>

スマートフォンQRコード：

